

エコの すすめ

小さなことからコツコツと！環境に配慮した行動の積み重ねが地球や家庭の「エコ」につながります。

「エコ」って…？

元々は「エコロジー」からきている和製英語です。
エコロジーには生態学という意味があり、そこから「生態・環境に配慮した行動・活動」を行う際に使われるようになりました。



分別されていないごみはリサイクルできません！

ペットボトルの中に**ビン**や**プラスチック**類などの資源ごみが混入しているケースが増えてきています。
分別しないとリサイクルできませんので、きちんと分けてから収集日に出しましょう！！

ペットボトルの出し方



●外した「キャップ」と「ラベル」は素材により、プラスチック製の物はプラスチック類へ、紙製の物は燃やせるごみへ、金属製の物は燃やせないごみへ分別してください。

●調味料の蓋や紙ラベルなど、外すのが難しい物はそのまま出してください。

ペットボトルの
リサイクルマークが
付いたペットボトルを
出してください。

「お茶」、「ジュース」、「しょうゆ」、「みりん」など飲料用・食品用のペットボトルが対象になります。

問い合わせ先／役場環境生活課環境係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 4 (課直通)

犬や猫の飼い方についてのお願い

近年、飼い犬・飼い猫の放し飼いや、フンの放置による苦情が増えています。飼い主としてのマナーを守り、正しく飼育しましょう。

●犬を飼っている方

- ・飼い犬には**生涯一度の登録と毎年の狂犬病予防注射が義務付けられています**。動物病院などで予防接種をした場合は、**必ず役場環境生活課生活係まで届け出てください。**
- ・犬を登録した際に交付される鑑札を首輪につけましょう。
- ・散歩に連れていくときは必ずリードを付け、**フンは放置せずに必ず持ち帰りましょう。**
- ・飼い犬が亡くなった時は、役場環境生活課生活係までご連絡ください。また、引っ越しをしたときは転出先の役所まで届け出てください。

●猫を飼っている方

- ・猫を放し飼いにすると近所トラブルにつながるがありますので、室内で飼育しましょう。
- ・猫には名札付きの首輪などを付けて、世話をしていることを明らかにしましょう。

●野良猫との接し方について

- ・**野良猫に餌付けをしないでください。野良猫に餌を与えている人は飼い主とみなされ、責任を問われる場合があります。**※被害を受けた方から訴えられる場合があります。
- 「かわいそうだから」と餌付けを続けると、結果として不幸な猫を増やすことになります。飼い主としての責任が持たないのであれば、無責任な餌付けは行わないでください。

●生き物を飼うときは最後まで

- ・飼い主には、ペットがその命を終えるまで適切に飼育する義務があります。飼い主の都合でペットを捨てることは「犯罪」となりますので、最後まで責任を持ちましょう。



問い合わせ先／役場環境生活課生活係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 4 (課直通)

よろしくお願いします

新採用職員を紹介します

10月1日付で、4人が町職員として採用されましたので紹介します。



環境生活課
生活係

ふにゅう たくむ
舟生 拓夢 主事補



まちづくり政策課
政策調整係兼地域振興係

こはた ゆうき
木幡 佑希 主事



健康こども課
こども支援係

すずき みほ
鈴木 美穂 主任



教育委員会社会教育課社会教育係兼
屈斜路コタンアイヌ民族資料館業務係

かさい まゆみ
河西 真弓 主任

マイナンバーカード・電子証明書の更新手続きについて

マイナンバーカード、電子証明書更新対象者の方には、有効期限の3か月ほど前に「マイナンバーカード・電子証明書有効期限通知書」が届きます。通知書が届きましたら、内容をご確認のうえ速やかに手続きをお願いします。

有効期限

マイナンバーカード：発行日から10回目の誕生日（未成年は5回目）

電子証明書：年齢問わず発行日から5回目の誕生日

マイナンバーカードの更新手続き

スマートフォンやパソコン、証明写真機、郵送で申請ができます。

ご自身で申請が難しい方は、ご本人が来庁された場合に限り、写真撮影と申請手続きのお手伝いをします。更新手続きの約1か月後に「交付通知書」（ハガキ）が役場から届きますので、交付通知書と現在お持ちのマイナンバーカードを持参し、新しいカードをお受け取りください。

電子証明書の更新手続き

マイナンバーカード、有効期限通知書、マイナンバーカード交付時に設定した暗証番号（6～16桁英数字、4桁の数字）が必要です。

※電子証明書の有効期限を迎えると、マイナ保険証、マイナポータルへのログイン、コンビニでの証明書交付サービスなどが利用できなくなります。

マイナンバーカードの受け取り、電子証明書更新手続きは、役場環境生活課総合サービス室または川湯支所で行ってください。

問い合わせ先／役場環境生活課総合サービス室 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 4 (課直通)